

避難指示区域の見直しについて

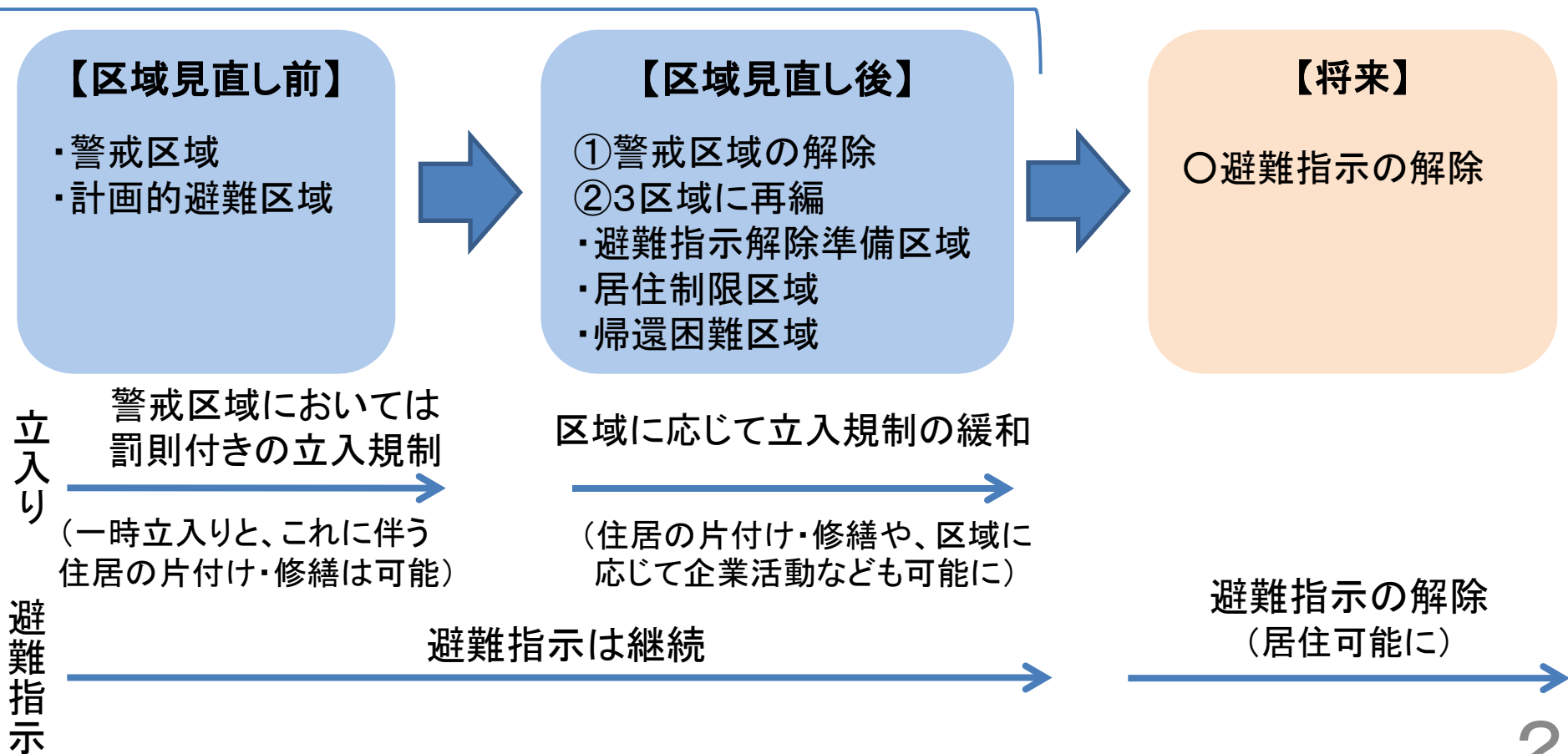
平成25年10月
内閣府原子力被災者生活支援チーム

(1)避難指示区域の見直しについて

- ① 避難指示区域の見直しは、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づいて、原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣が、被災11市町村の避難指示区域について新たな区域を設定するとともに、当該市町村長に対してその旨指示することによって行われています。
- ② 具体的には、平成23年12月の原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）において決定された基本的考え方にしたがって、対象となる市町村や住民の方々との協議を経て、同本部で、審議の上、新たな避難指示区域の設定及び施行日が決定されています。
- ③ 避難指示区域の見直しは、ふるさとに戻りたいと考える住民の方々がお戻りになれる環境を整備し、地域の復興・再生をより一層進めていくために行われているものです。

- ④ 従前の避難指示区域が避難指示解除準備区域や居住制限区域に見直されると、立入規制が緩和されるほか、一定期間の特例的な宿泊や新たな企業活動の開始などが可能になったり、予算や税制などの各種支援措置が利用可能になる地域もできます(次ページ表参照)。

【区域見直しの対象】



表：避難指示区域の見直しの前後の変化

		見直し前	見直し後			区域見直し 前後の変化
			帰還困難 区域	居住制限 区域	避難指示 解除準備区域	
区域の運用	区域への立入り	 ※計画的避難区域 では立入り可	×	○	○	→ 自宅等への立入りが可能に(帰還困難区域を除く) (注1)
	自宅等での宿泊	×	×	×	×	→ —
	特例宿泊 ※参考1(P5)	×	×	○	○	→ 一定の時期・期間、 自宅への宿泊が可能に(注2)
	「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」 ※参考2(P6)	×	×	 (注3)	○	→ 一定の要件を満たせば、長期間の 宿泊が可能に
	新たな企業・事業活動の開始 (企業誘致等)	×	×	 (注4)	○ (注5)	→ 新たな企業の 誘致が可能に
	既存企業・事業者の再開 ※参考3(P7, 8)	×	×	 (注4)	○ (注5)	→ 既存事業の再開 が可能に
	営農・営林 ※参考4(P9)	×	×	×	○ (注6)	→ 避難指示区域の一部では 再開可能に

復興再生事業	予算	生活環境整備事業 ※参考6(P1 1)	×	○ (注7)	○ (注7)	○	復興・再生事業の加速化
		帰還・再生加速事業 ※参考6(P1 2)	—	○	○	○	
	税(事業者向け)	設備投資の特別償却等又は税額控除	×	×	○	○	優遇された事業環境の実現(帰還困難区域を除く)
		被雇用者への給与等の税額控除	×	×	○	○	

(注1) 市町村が認める範囲において一時立入りが可能。大熊町、富岡町、浪江町及び双葉町では、通年オープン制(住民が希望する日に毎月(1月及び4月を除く)1回の一時立入り)が実施されている。

(注2) 市町村の申請に基づき、原子力災害現地対策本部の確認を経て実施することができる。年末年始、GW及びお盆で、合計1,870名の宿泊者の実績(実施市町村:川内村、田村市、南相馬市、飯舘村、葛尾村及び川俣町)。

(注3) 原則として避難指示解除準備区域が対象。居住制限区域においても、要件を満たす場合は、市町村長と原子力災害現地対策本部長との協議の上、実施可能。

(注4) 例外的に認められる復旧・復興に不可欠な事業及び居住者を対象としない事業(金融機関、廃棄物処理、ガソリンスタンド、製造業等)については、所定の手続きを経た上で事業活動が可能。

(注5) 原則として居住者を対象とする事業は不可だが、病院、福祉・介護施設、飲食業、小売業、サービス業等については、施設の新築や補修、資機材の搬入、在庫管理等、事業の実施に向けた準備作業は可能。

(注6) 稲の作付け制限及び除染の状況を踏まえて対応。居住制限区域においては、農地の保全管理の外、地域の営農再開に向けた、市町村等の公的機関の関与の下で行う作付け実証等は可能。

(注7) 避難指示解除準備区域等の復興及び再生のために必要と認められる場合に限る。

(参考1)避難指示解除準備区域等における特例宿泊の概要

○ 制度概要

区域見直しを実施した市町村からの強い要望を踏まえ、
短期間の宿泊であれば、

- (1) 被ばくのリスクが極めて小さいこと、
 - (2) 最低限必要なインフラ(上下水道等)が整っている地域もあること
 - (3) 防犯、防火等に最低限必要な体制を確保できること
- などから、所要の措置を講じた上で年末年始等の宿泊を可能とするもの。

○ 実績

自宅等での宿泊の要望が多い時期について、過去3回実施。

(第1回) 年末年始 : 平成24年12月29日(土)～平成25年1月3日(木)

(第2回) GW : 平成25年4月27日(土)～5月6日(月)

(第3回) お盆期間 : 平成25年8月10日(土)～8月18日(日)

第1～3回特例宿泊の実績

	年末年始	GW	お盆
飯舘村	91世帯 (271名)	67世帯 (169名)	84世帯 (218名)
南相馬市	57世帯 (239名)	66世帯 (255名)	70世帯 (288名)
川内村	7世帯 (14名)	15世帯 (30名)	22世帯 (56名)
田村市	16世帯 (54名)	23世帯 (83名)	— ※
葛尾村	—	13世帯 (28名)	17世帯 (55名)
川俣町	—	—	37世帯 (110名)
合計	171世帯 (578名)	184世帯 (565名)	230世帯 (727名)

お盆の墓参りの様子(川俣町)
＜避難指示解除準備区域内＞



※ 田村市では平成25年8月1日から「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」を実施中。

(参考2)「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」の概要

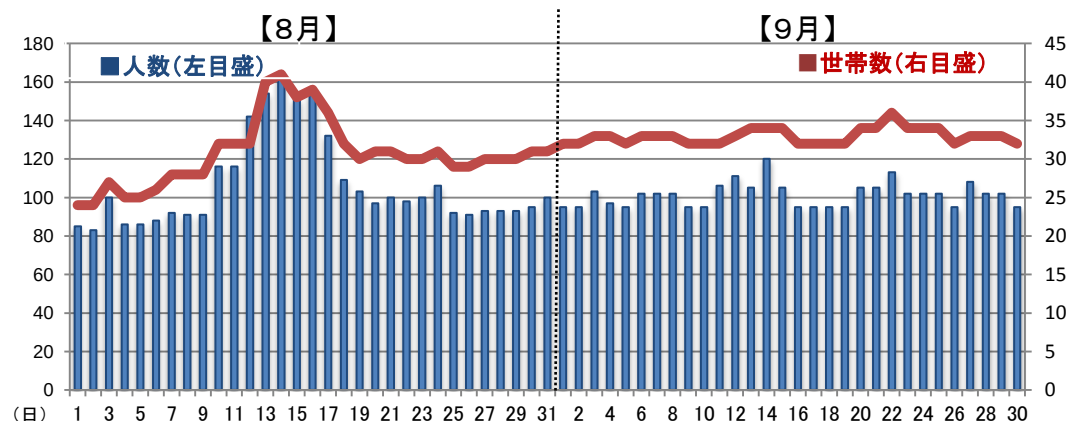
○ 制度概要

原則として避難指示解除準備区域であって、一定の要件を満たしている区域において、避難指示が解除された場合にふるさとでの生活を円滑に再開できるよう、自宅の本格的な清掃や修繕、農地の管理、店舗や事業所等の本格実施に向けた準備作業等を進めやすくする環境を整えるため、住民等の宿泊を可能とするもの。

○ 田村市における「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」の実施

- ・ 田村市都路8・9行政区(避難指示解除準備区域)では、平成25年8月1日から実施中。
- ・ 避難指示区域に居住する住民の方々の約1／4の世帯が恒常的に宿泊(38世帯、158名(9月末日時点))。
※ 避難指示区域全体の世帯数・人口は、約120世帯・約380名
- ・ 実施後の最初の週末(8月3日、4日)には、「都路 灯祭り」が開催された。
- ・ 宿泊者に対して、国と市が連携し、宿泊者への個人線量計の貸与・線量データの説明を行うとともに、宿泊者からの各種相談(インフラ、生活関連サービス、線量に関する各種相談など)に応じる相談窓口を整備している。

8・9月の宿泊者の推移(日別)



都路 灯祭り(8月3日、4日)の灯籠



宿泊登録者の年齢別分布(平成25年9月末時点)

0～9歳	13名	30～39歳	16名	60～69歳	30名
10～19歳	5名	40～49歳	10名	70～79歳	33名
20～29歳	12名	50～59歳	21名	80歳以上	18名

宿泊者に貸与している小型線量計



(参考3)避難指示区域の見直し後の事業再開等の事例

① 飯舘村の事例

- 平成24年7月17日に計画的避難区域から3区域に見直し。区域見直し直後、約2ヶ月で新たに10事業所が再開し、現在、27事業所が再開。
- 公的サービス・施設では、金融(あぶくま信金等)、ガソリンスタンド、郵便や運送業(二枚橋郵便局、佐川急便等)等が再開。

(平成25年8月時点)

板金加工工場(菊池製作所)
＜居住制限区域内＞



郵便局(二枚橋郵便局)
＜避難指示解除準備区域内＞



② その他の市町村の事例

- 区域見直しによって避難指示解除準備区域及び居住制限区域に再編された地域において、これまで約140事業所が再開(飯舘村を除く)。
- 公的施設では、医療複合施設(川内村)及び消防署(南相馬)の再開、双葉警察署臨時庁舎(楡葉町)の設置等の復興が進んでいる。

(平成25年8月時点)

医療複合施設(「ゆふね」:川内村)
＜避難指示解除準備区域内＞



スーパー(「スーパーネモト」:楡葉町)
＜避難指示解除準備区域内＞



(参考4)避難指示解除準備区域における営農再開の事例

- 田村市では、全量生産出荷管理※の下、平成25年5月に、平成25年産稲の作付けを開始。

※県及び市町村が管理計画を策定し、ほ場毎に吸収抑制対策等を徹底した上、生産量の全量を把握し、全袋検査を実施。



※ 写真は、田村市都路地区(避難指示解除準備区域内)の水田
(撮影日:平成25年6月4日)

(参考5)立入規制緩和後の避難指示区域内におけるコミュニティ活動の事例

- 警戒区域の解除により、避難指示解除準備区域及び居住制限区域では、日中の区域内への立入りが自由になったことから、祭事などのイベントにおける住民同士の交流が可能に。
- 平成25年正月は、2年振りに初詣の行事を再開した神社もあった。

桜苗木の祈念植樹祭(檜葉町)
＜避難指示解除準備区域内(旧警戒区域)＞



※ 写真は、植樹祭の祈念式典における「広野昇龍太鼓」(広野町)の演奏。
右下写真は、地元有志らによる国道6号線沿いへの桜苗木の植樹の様子。

小高神社の初詣(南相馬市)
＜避難指示解除準備区域内(旧警戒区域)＞



福島避難解除等区域生活環境整備事業の概要

- 生活環境整備事業は、福島復興再生特措法に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を行う事業です。
- 下記1. の区域につき、2. の施設に関して、3. の行為を行います。

平成25年度政府予算案 **23.5億円**（平成24年度予算額42億円）

1. 対象区域

- (1) 旧緊急時避難準備区域
- (2) 昨年3月末以降、避難指示解除準備区域に指定された区域又は避難指示が解除された区域

2. 対象施設

(1) 公共の用に供する施設等

〔例〕

学校、上下水道、医療施設、社会教育施設（公民館、図書館、体育館、博物館等）、社会福祉施設（高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設等）、廃棄物処理施設、河川、道路、消防施設、路線バス、市町村庁舎 等

(2) 住民に対し生活必需品・役務を提供する施設

〔例〕

薬局、商店、スーパー、ガソリンスタンド、タクシー営業所等

3. 対象となる行為

(1) 清掃等

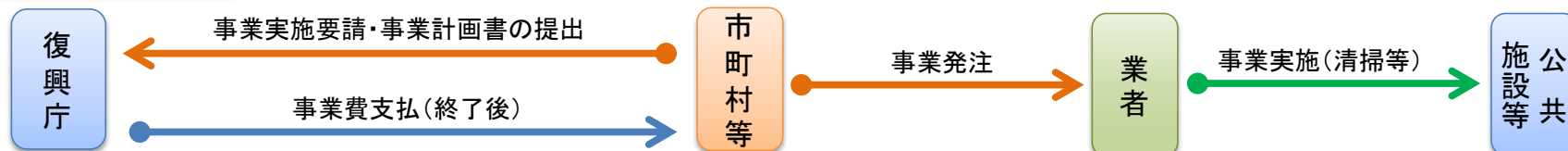
- ①施設の現状調査、点検・試験運転
- ②清掃、除草
- ③軽微な修理・修繕（消耗品の交換を含む）

(2) 当該施設の公共・公益的機能を回復させ住民帰還を促進させるために必要な行為

〔例〕

- ・スクールバス・通院バスの運行経費（燃料費、運転手賃金、車両保険料等）
- ・医師、看護師、介護士等の募集費用・研修費
- ・学校、地元企業再開に必要な職員等の応急的な住居確保・整備 等

4. 事業の流れ



原災避難区域等帰還・再生加速事業 (H24補正予算：208億円、H25当初予算案：48億円)

事業概要・目的 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村（※）における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を復興庁が前面に立って行います。（※）田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

現在進めている主な事業（国が全額支援）※平成25年4月26日現在

①避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・村内医療体制の拡充【川内村】

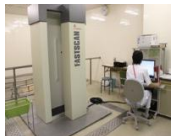
医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



★ 住民の安心・安全の確保

・ホールボディーカウンターを用いた内部被ばく検査の実施【南相馬市、浪江町】

希望者について内部被ばく検査を実施。



★ 地域のコミュニティの維持

・タブレット端末を利用した情報提供【楡葉町、富岡町】

市町村が配布したタブレット端末を活用し、各地に避難している住民に対して避難生活等に必要なる情報をリアルタイムで配信。



・市外避難者への情報提供【南相馬市】

市外避難者と南相馬市とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を「南相馬チャンネル」として放送・配信。

など

②直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全

★ 避難区域の荒廃抑制・保全対策

・旧警戒区域内の農地保全管理【南相馬市】

既存補助事業の対象とならない農地における除草やがれきの除去等の実施。



・町道等の維持管理【大熊町】

住民が安全に一時帰宅できるよう、町道等の路肩除草、側溝のごみ処理等を実施。

・ネズミ駆除【南相馬市】

公衆衛生向上のためのネズミ駆除（ネズミ捕りシートの配布）。

・防犯パトロール【浪江町、富岡町】

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロールを実施。

★ 住民の一時帰宅支援

・一時帰宅バス等の運行【南相馬市、楡葉町】

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元とを結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など 1 2

(2) 避難指示区域の見直しの進め方について

① 設定の基準

- 避難指示解除準備区域(20ミリシーベルト／年以下)
空間線量率が3.8マイクロシーベルト／時以下
- 居住制限区域(20ミリシーベルト／年超 50ミリシーベルト／年以下)
空間線量率が3.8マイクロシーベルト／時超 9.5マイクロシーベルト／時以下
- 帰還困難区域(50ミリシーベルト／年超)
空間線量率が9.5マイクロシーベルト／時超

② 使用データ

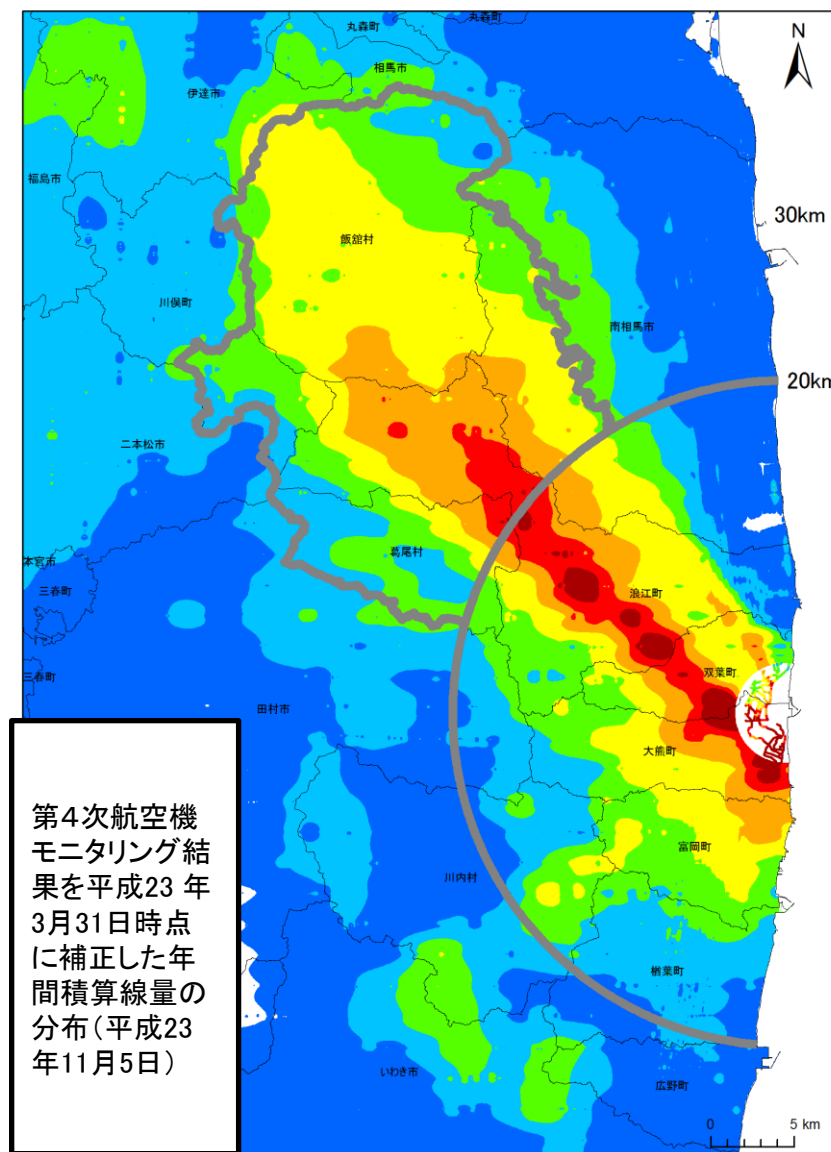
第4次航空機モニタリング結果を平成24年3月31日時点に補正した線量データを用いました。

航空機モニタリングは、山林などの人や車によるモニタリングでは測定しにくい場所も含めて面的に一定範囲の平均線量を測ることが可能であり、避難指示区域の見直しに適した測定方法であると考えられます。

③ 避難指示区域の見直しの単位

- ア) 新たな避難指示区域は、大字、小字または行政区単位で設定しました。
- イ) 複数の線量基準を満たす地域がある場合には、市町村と十分に協議の上、大字等の大半を占める線量基準に合わせた単位で区域を設定しました。一部の地域がより高い線量基準に該当する場合には、除染等の対応で基準値以下とすることを目指します。

(参考) 空間線量から推定した年間積算線量に応じた3つの区域への見直し



150mSv超
100-150mSv
50-100mSv

帰還困難
区域

----- 5年経過してもなお、年間積算線量が20mSv
を下回らないおそれのある地域 -----

20-50mSv

居住制限
区域

----- 年間積算線量が20mSvを超えるおそれがある地域 -----

10-20mSv
5-10mSv
1-5mSv

避難指示解除
準備区域

(3)避難指示区域の見直しの完了

- ① 平成25年8月8日、川俣町の避難指示区域の見直しが施行されたことにより、平成23年12月の基本的考え方の決定から約1年7ヶ月、その間に計7回の原子力災害対策本部での審議・決定を経て、避難指示区域の見直しは、被災11市町村すべてで実施されました。
- ② これにより、福島再生は新たなスタートラインに立ったものと考えられ、国が前面に立って、福島再生を実現していきます。

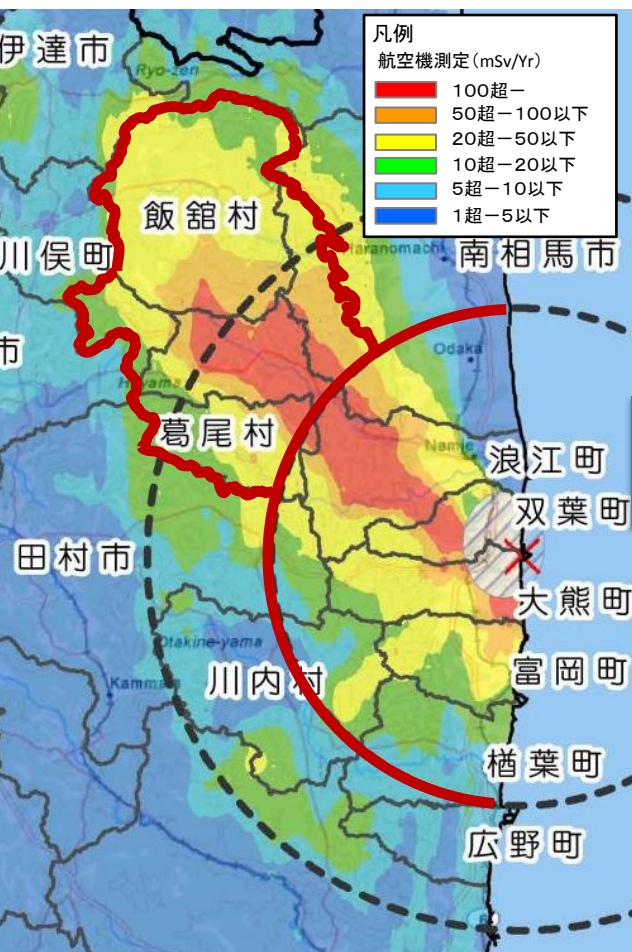
(参考) 第31回原子力災害対策本部(平成25年8月7日) 安倍総理発言

本日で11市町村の避難指示区域の見直しが全て完了いたしました。福島再生は、住民の方々の帰還に向けた新たなスタートラインに立ったと言えます。

国が前面に立って、福島再生を実現していきます。この区域見直しの完了を契機に、全閣僚は、改めて地元の意見をしっかりと聴いてもらいたいと思います。これを踏まえ、関係閣僚は連携を密にとって、復興大臣を中心に福島再生の具体策の検討を急いでもらいたいと思います。

(参考1)避難指示区域の見直し前後の概念図

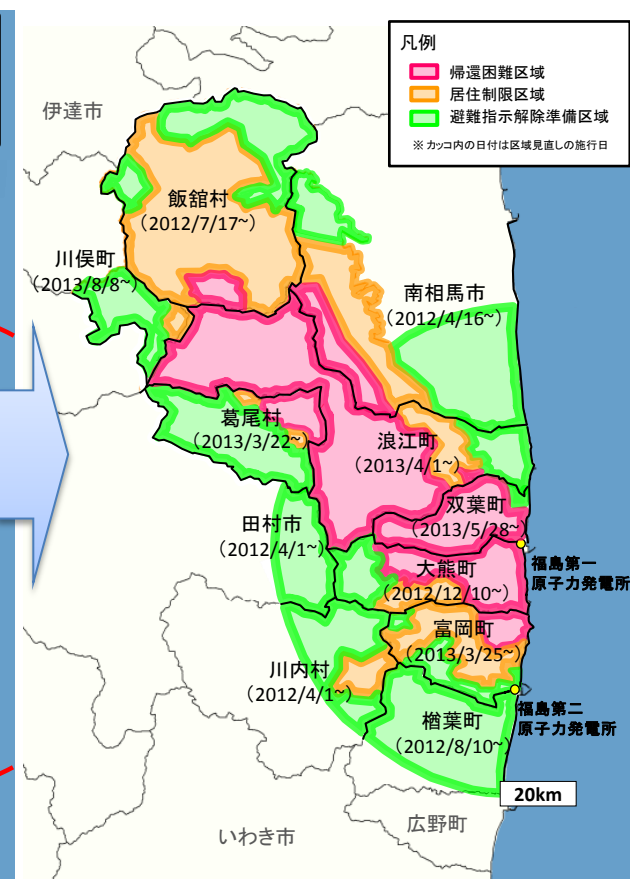
平成23年4月時点の
空間線量から推定された積算線量の分布



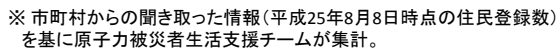
平成23年4月22日時点
(事故直後の区域設定が完了)



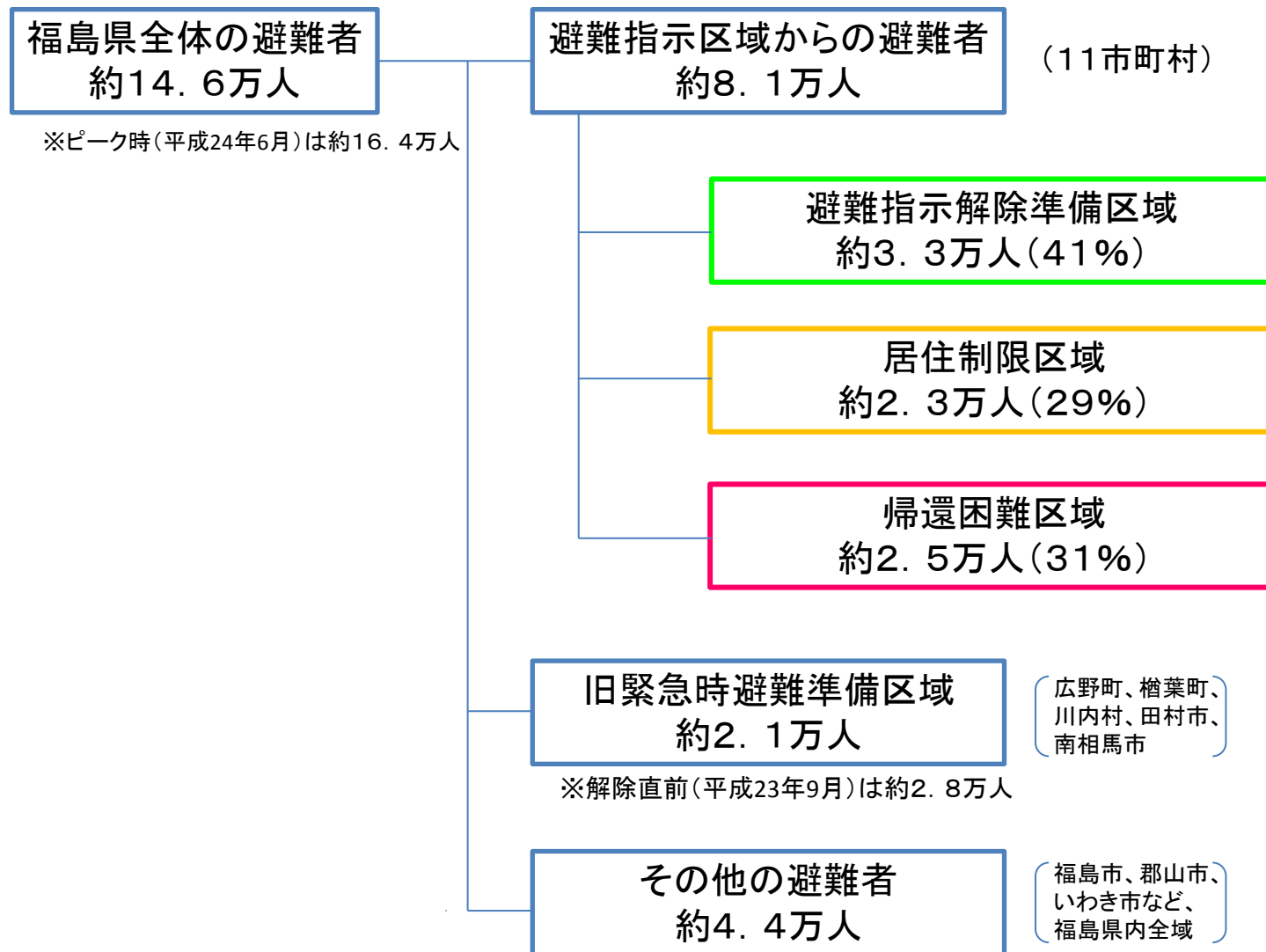
平成25年8月7日～現在
(区域見直し後)



(参考2)避難指示区域の見直し後の各区域の人口及び世帯数



(参考3)避難指示区域等からの避難者数

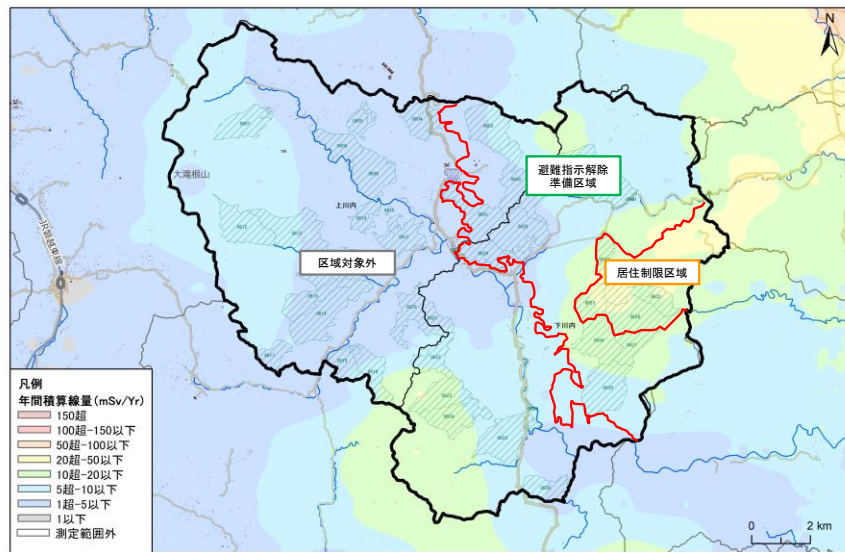


(備考)

- ・福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(第1031報)(平成25年9月17日)による。
- ・避難指示区域からの避難者数は、市町村からの聞き取った情報(平成25年8月8日時点の住民登録数)を基に、原子力被災者生活支援チームが集計。
- ・旧緊急時避難準備区域からの避難者数は、各市町村からの聞き取り(平成25年9月17日)を基に、原子力被災者生活支援チームが集計。

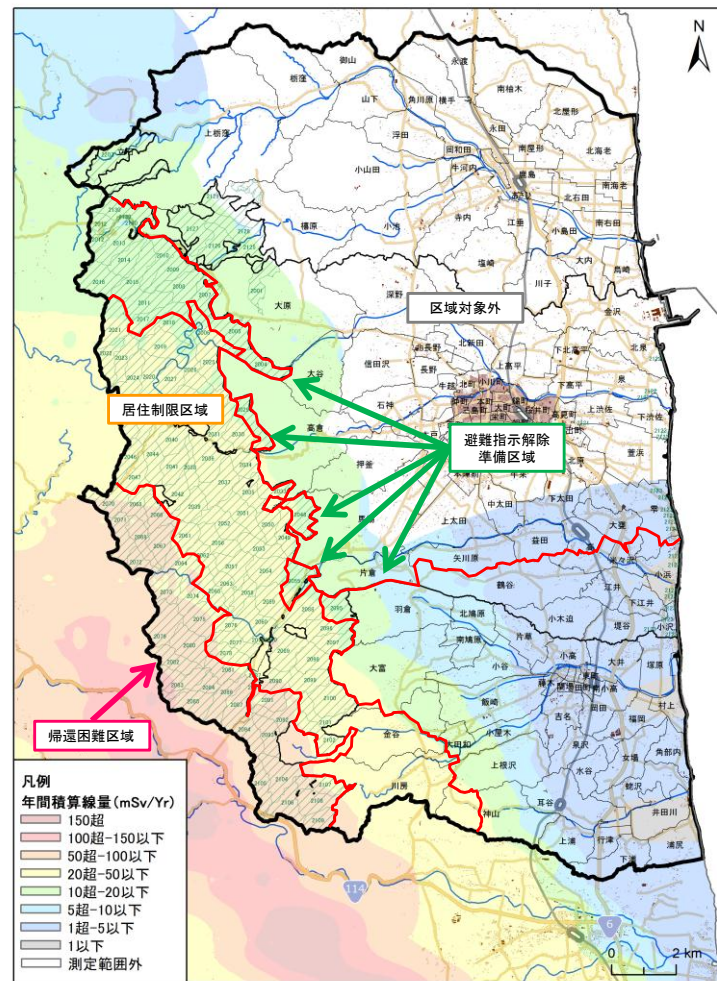
(参考4)避難指示区域の見直し後の概念図(市町村別)

＜川内村＞ 平成24年4月1日施行
(第24回原災本部決定(平成24年3月30日))



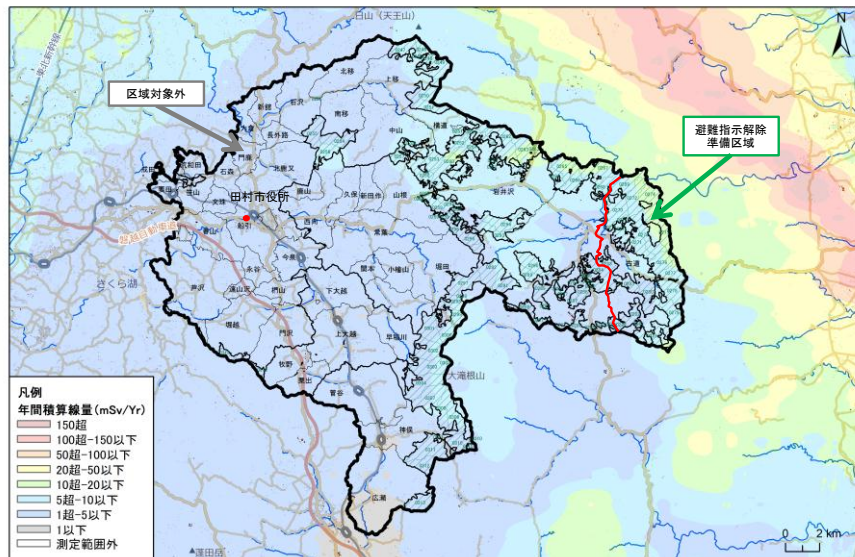
川内村 2012年3月31日時点の線量分布(2011年11月の航空機モニタリング結果を基に予測)
※地図中の斜線部は、国有林を示す。

＜南相馬市＞ 平成24年4月16日施行
(第24回原災本部決定(平成24年3月30日))



南相馬市 2012年3月31日時点の線量分布(2012年2月の航空機モニタリング結果を基に予測)
※地図中の斜線部は、国有林を示す。

＜田村市＞ 平成24年4月1日施行
(第24回原災本部決定(平成24年3月30日))



田村市 2012年3月31日時点の線量分布(2011年11月の航空機モニタリング結果を基に予測)
※地図中の斜線部は、国有林を示す。

＜飯館村＞ 平成24年7月17日施行 (第25回原災本部決定(平成24年6月15日))



飯館村 2012年3月31日時点の線量分布(2011年11月の航空機モニタリング結果を基に予測)

※地図中の斜線部は、国有林を示す。

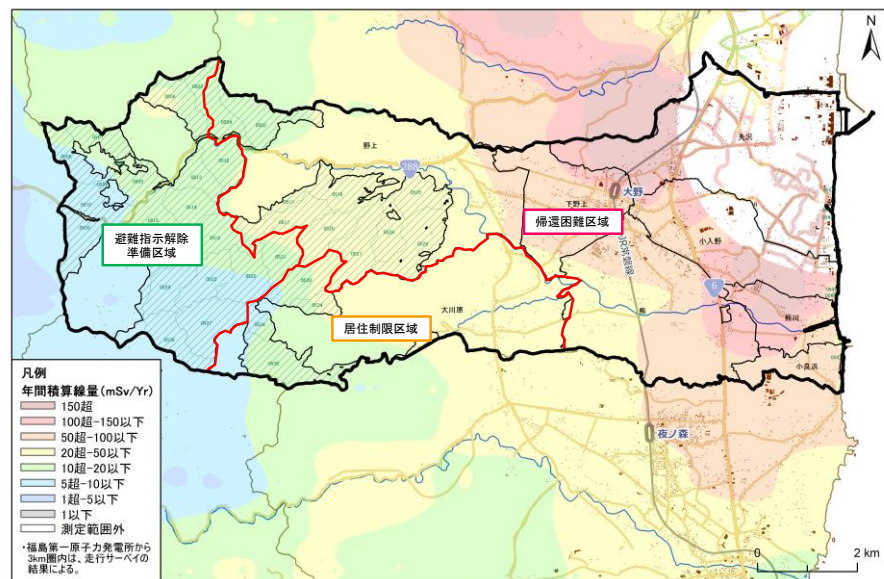
＜檜葉町＞ 平成24年8月10日施行 (第26回原災本部決定(平成24年7月31日))



檜葉町 2012年3月31日時点の線量分布(2012年2月の航空機モニタリング結果を基に予測)

※地図中の斜線部は、国有林を示す。

＜大熊町＞ 平成24年12月10日施行 (第27回原災本部決定(平成24年11月30日))



大熊町 2012年3月31日時点の線量分布(2012年2月の航空機モニタリング結果を基に予測)

※地図中の斜線部は、国有林を示す。

<葛尾村> 平成25年3月22日施行 (第29回原災本部決定(平成25年3月7日))



葛尾村 2012年3月31日時点の線量分布(2011年11月の航空機モニタリング結果を基に予測)

※地図中の斜線部は、国有林を示す。

<浪江町> 平成25年4月1日施行 (第29回原災本部決定(平成25年3月7日))



浪江町(その2) 2012年3月31日時点の線量分布(2011年11月の航空機モニタリング結果を基に予測)

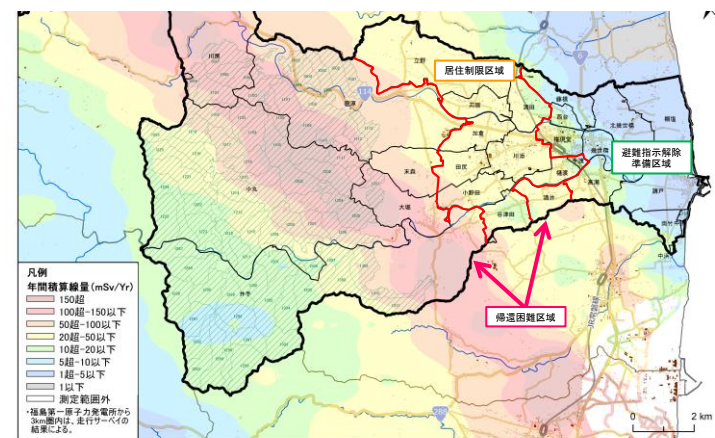
※地図中の斜線部は、国有林を示す。

<富岡町> 平成25年3月25日施行 (第29回原災本部決定(平成25年3月7日))



富岡町 2012年3月31日時点の線量分布(2012年2月の航空機モニタリング結果を基に予測)

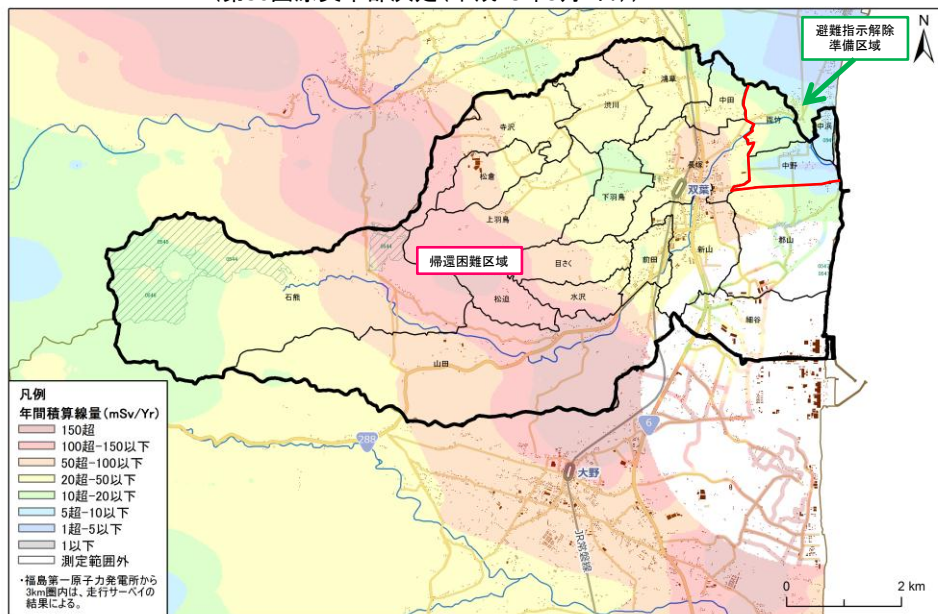
※地図中の斜線部は、国有林を示す。



浪江町(その1) 2012年3月31日時点の線量分布(2012年2月の航空機モニタリング結果を基に予測)

※地図中の斜線部は、国有林を示す。

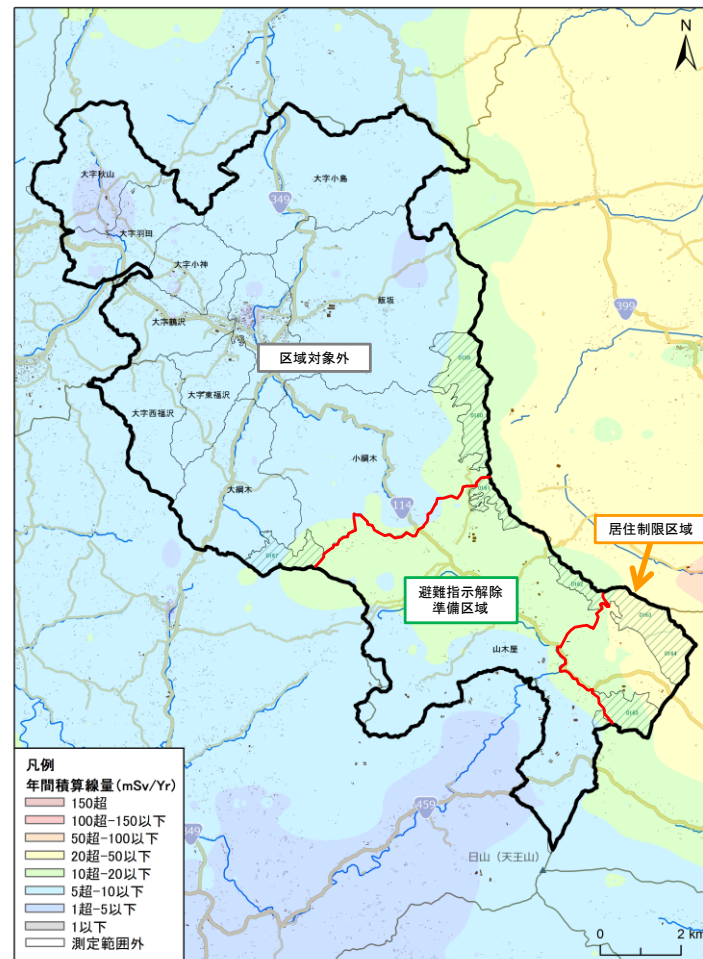
＜双葉町＞ 平成25年5月28日施行
(第30回原災本部決定(平成25年5月7日))



双葉町 2012年3月31日時点の線量分布(2012年2月の航空機モニタリング結果を基に予測)

※地図中の斜線部は、国有林を示す。

＜川俣町＞ 平成25年8月8日施行
(第31回原災本部決定(平成25年8月7日))



川俣町 2012年3月31日時点の線量分布(2011年11月の航空機モニタリング結果を基に予測)

※地図中の斜線部は、国有林を示す。

(4) 今後の対応について

① 避難指示は、

(i) 年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された地域について、

(ii) 下記の状況となった段階で、

○日常生活に必須なインフラが概ね復旧

○生活関連サービスが概ね復旧

○子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗

(iii) 県、市町村町、住民の皆様との十分な協議を踏まえ、

解除することとされています。

(参考)「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」
(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)抜粋

(i) 現在の避難指示区域のうち、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域を「避難指示解除準備区域」に設定する。(中略)

(ii) 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する。

解除に当たっては、地域の実情を十分に考慮する必要があることから、一律の取扱いとはせず、関係するそれぞれの市町村が最も適当と考える時期に、また、同一市町村であっても段階的に解除することも可能とする。

- ② 政府としては、インフラや生活関連サービスの復旧や除染を進めながら、地元との協議を
しっかり踏まえた上で、順次、避難指示を解除していく方針です。

- ③ 避難指示を解除する前においても、一定の要件を満たせば、ふるさとでの生活を円滑に
再開する準備をしていただくための準備宿泊を実施することを可能としたところです。
(「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」)(6ページ参照)

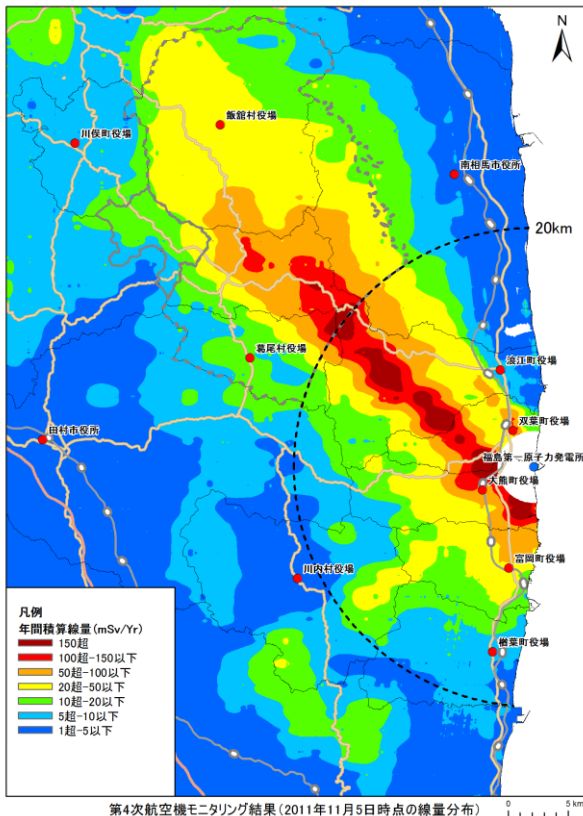
- ④ 避難指示の解除により、ふるさとでの生活や事業活動等を本格的に再開することが可能と
なります。

(参考) 空間線量から推定した年間積算線量の分布の推移

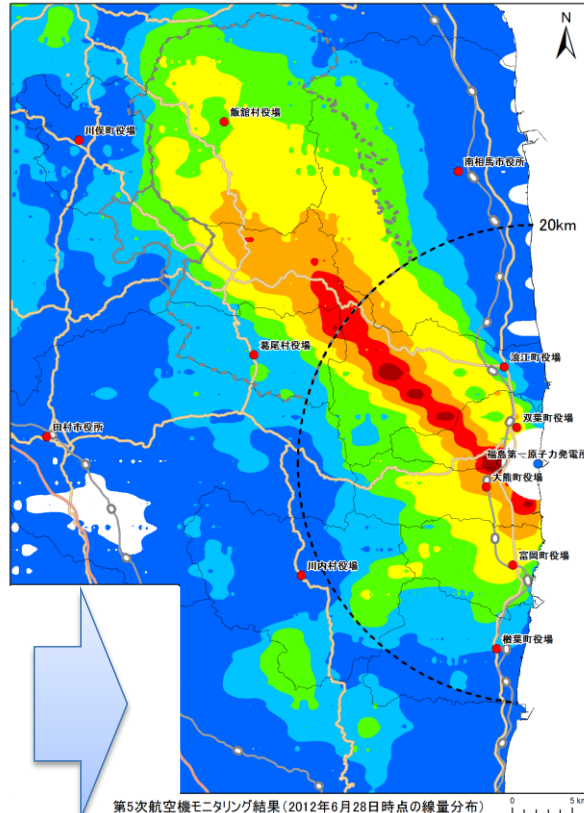
第4次航空機モニタリング
平成23年11月5日時点の線量分布

第5次航空機モニタリング
平成24年6月28日時点の線量分布

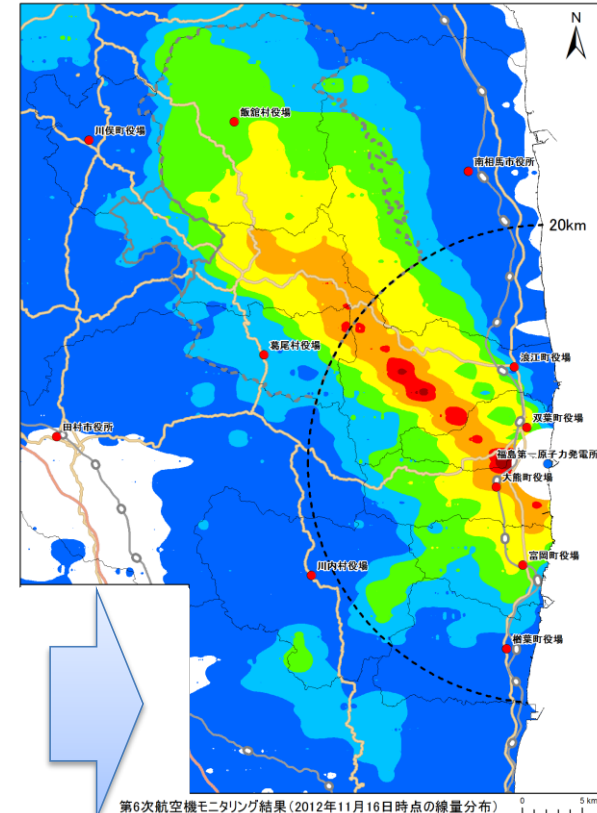
第6次航空機モニタリング
平成24年11月16日時点の線量分布



第4次航空機モニタリング結果(2011年11月5日時点の線量分布)



第5次航空機モニタリング結果(2012年6月28日時点の線量分布)

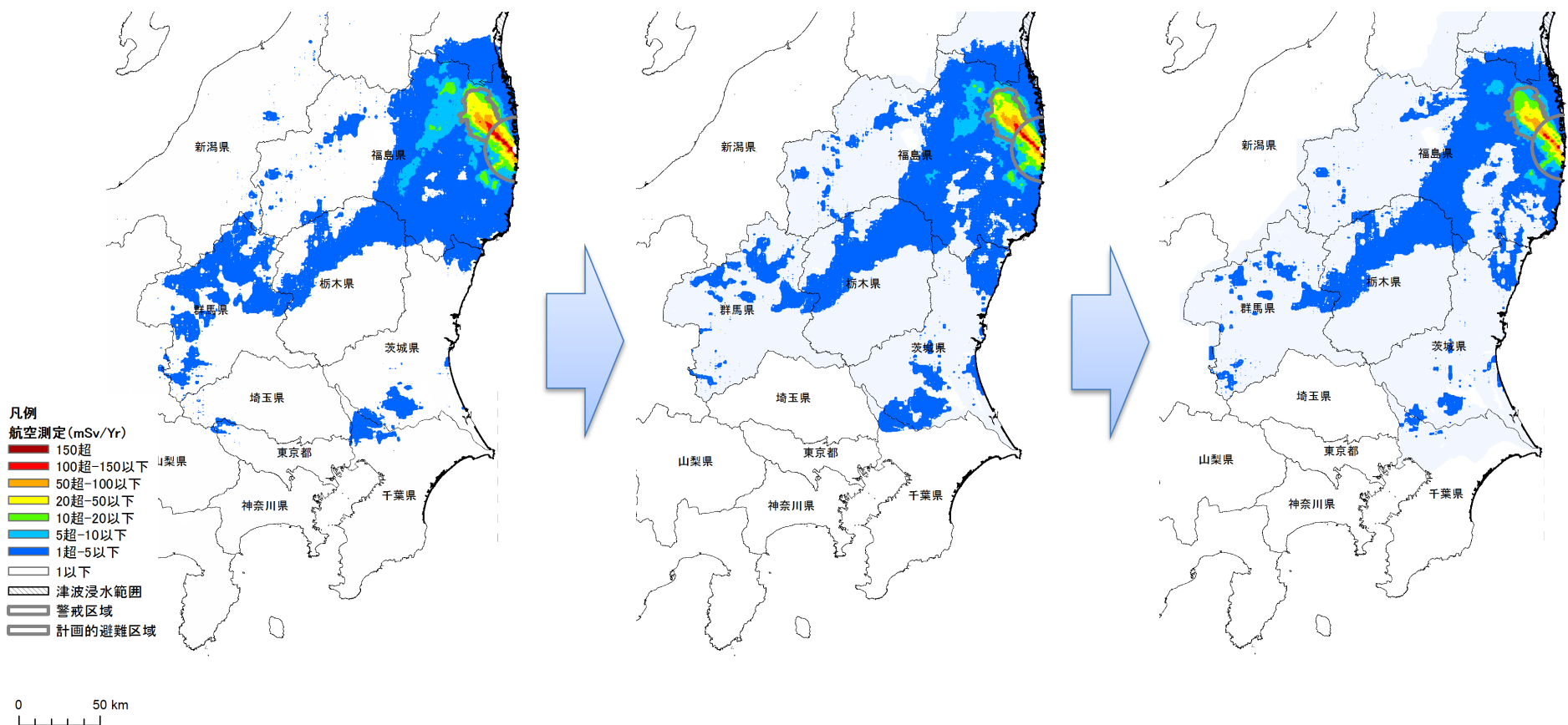


第6次航空機モニタリング結果(2012年11月16日時点の線量分布)

第4次航空機モニタリング
平成23年11月5日時点の線量分布

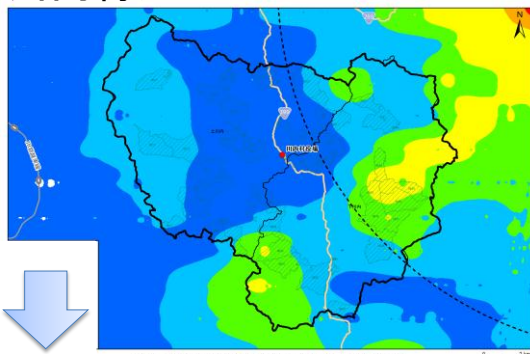
第5次航空機モニタリング
平成24年6月28日時点の線量分布

第6次航空機モニタリング
平成24年12月28日時点の線量分布

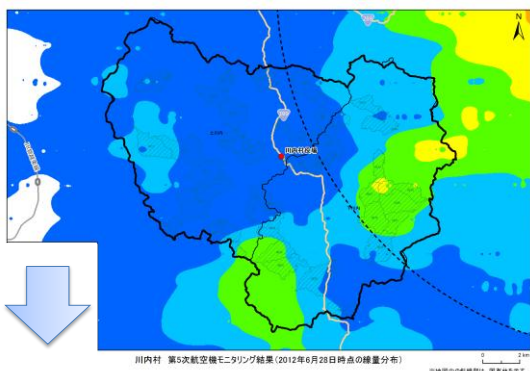


<川内村>

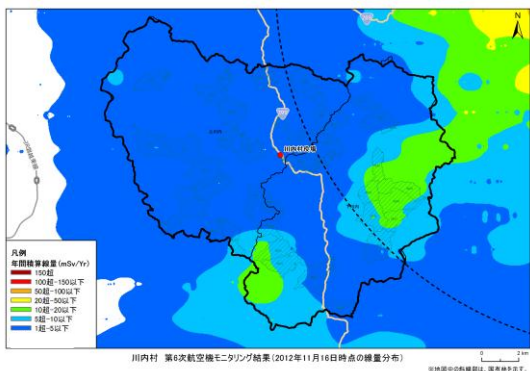
第4次航空機
モニタリング
平成23年11月5日時点



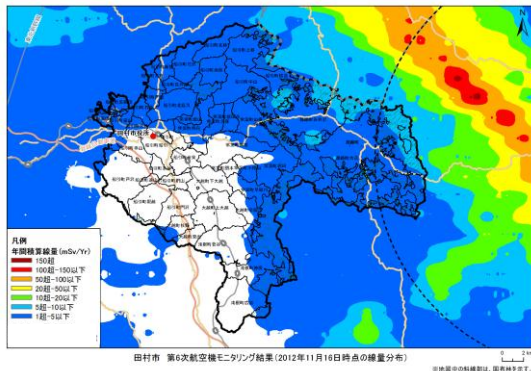
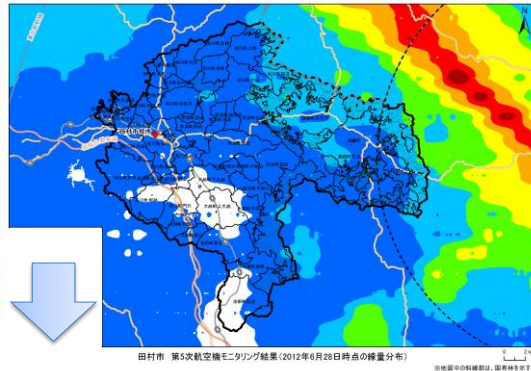
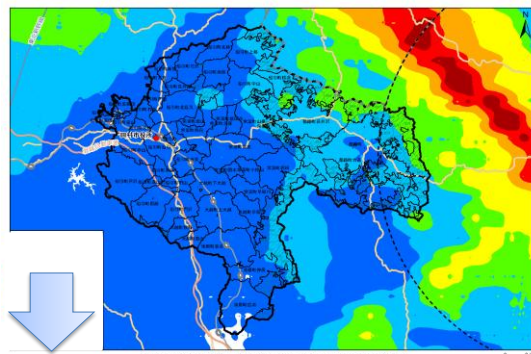
第5次航空機
モニタリング
平成24年6月28日時点



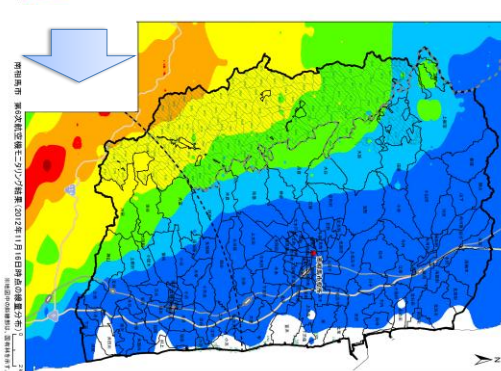
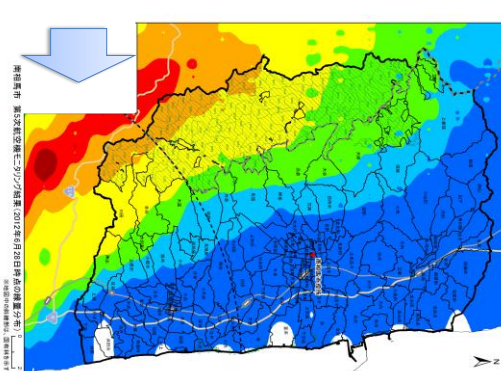
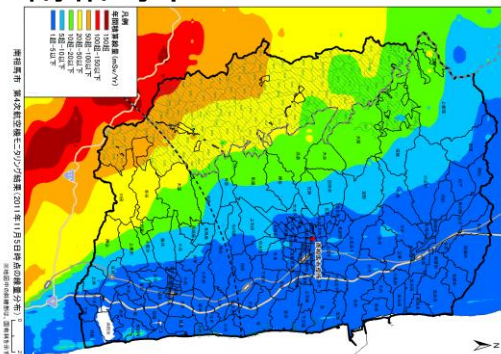
第6次航空機
モニタリング
平成24年11月16日時点



<田村市>

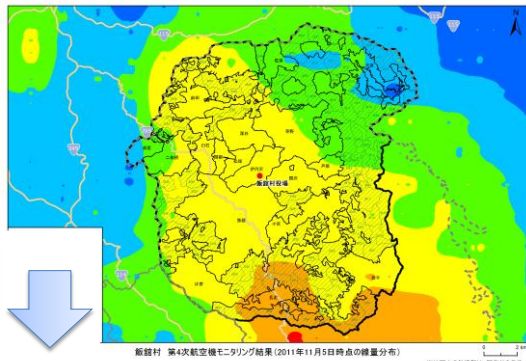


<南相馬市>

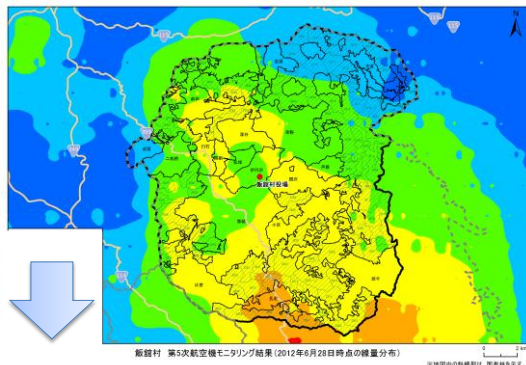


<飯館村>

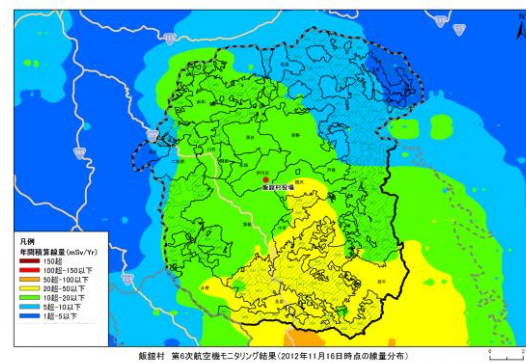
第4次航空機
モニタリング
平成23年11月5日時点



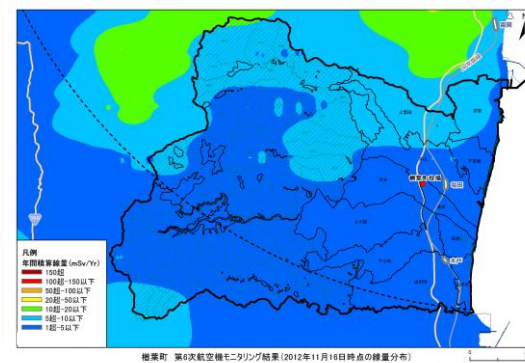
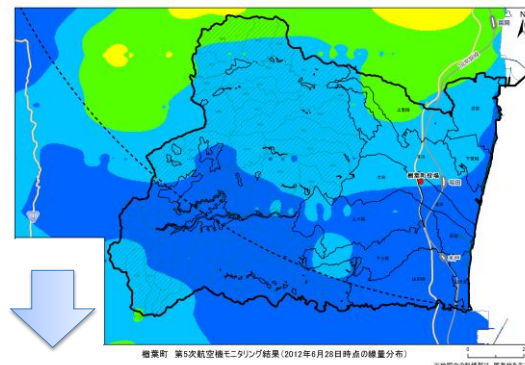
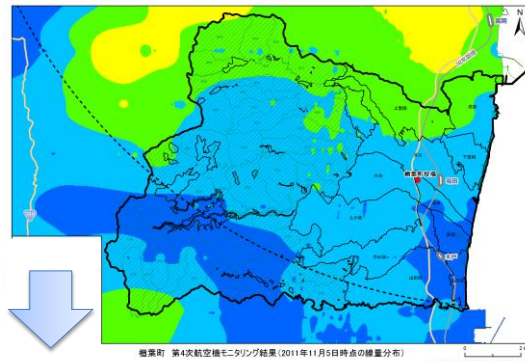
第5次航空機
モニタリング
平成24年6月28日時点



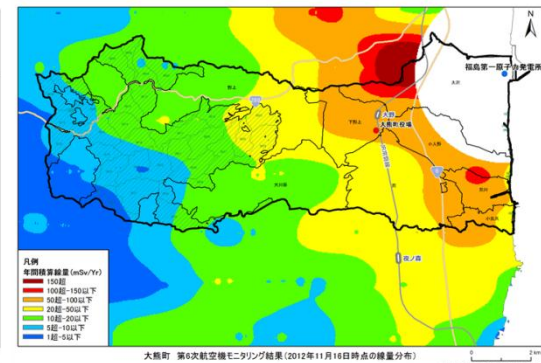
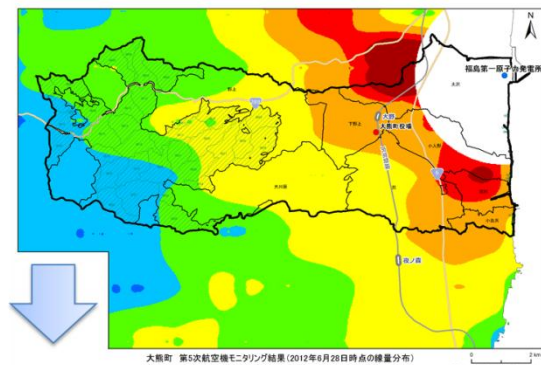
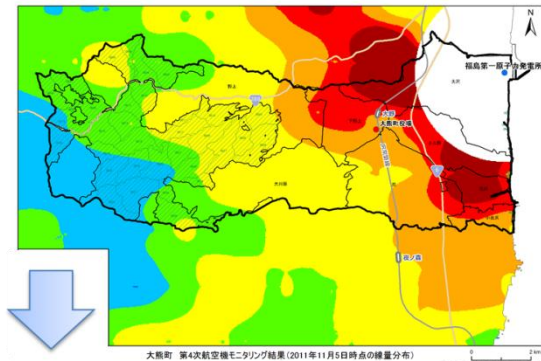
第6次航空機
モニタリング
平成24年11月16日時点



<檜葉町>

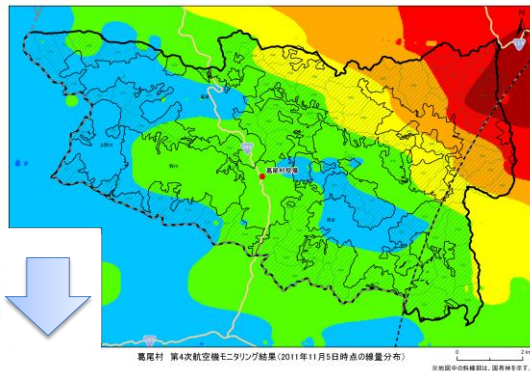


<大熊町>

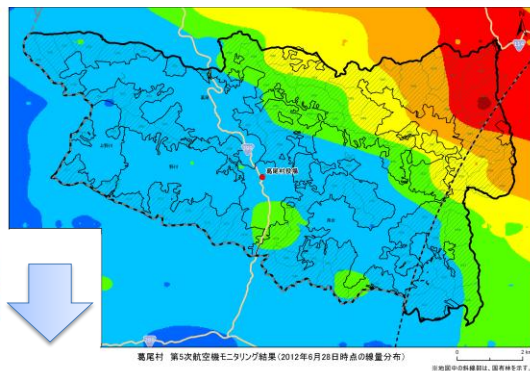


<葛尾村>

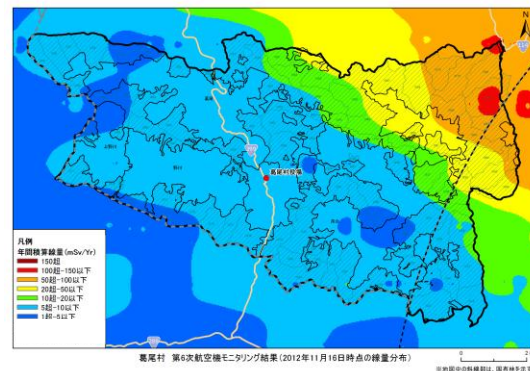
第4次航空機
モニタリング
平成23年11月5日時点



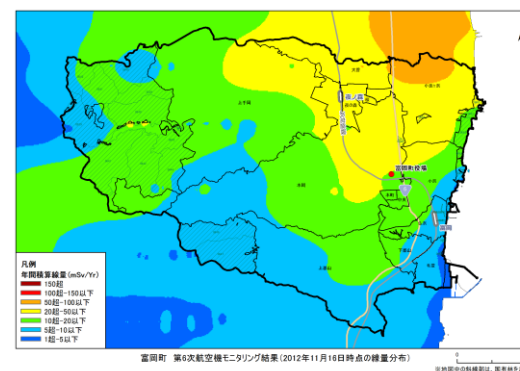
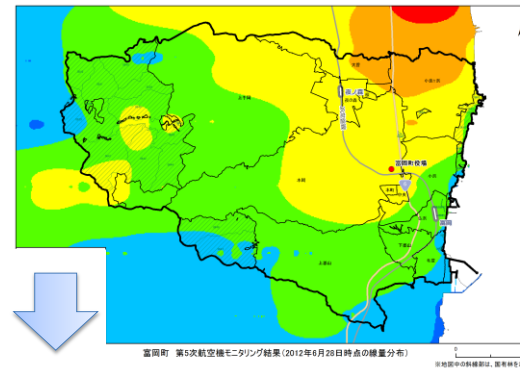
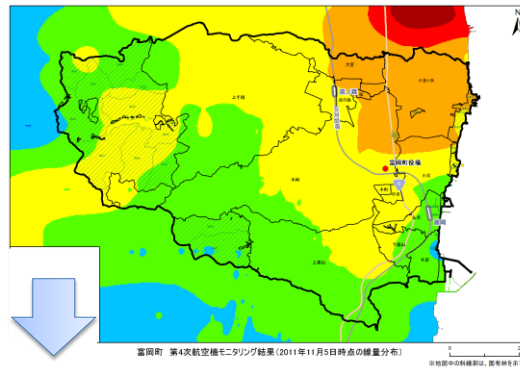
第5次航空機
モニタリング
平成24年6月28日時点



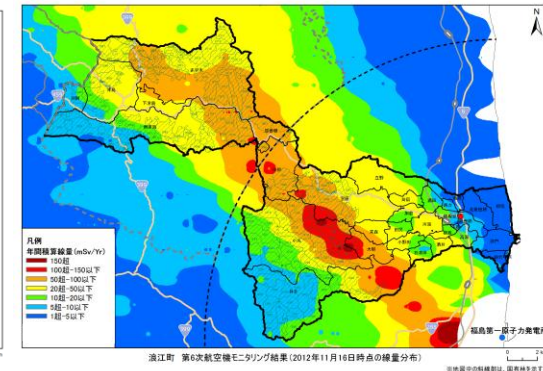
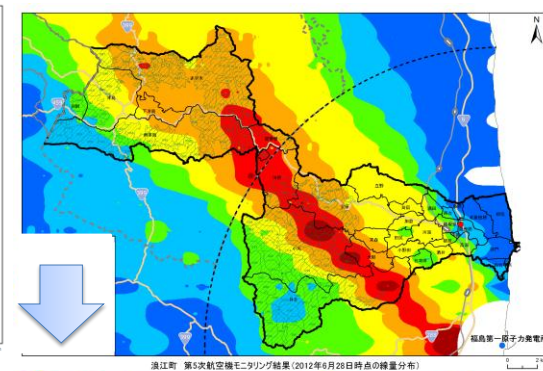
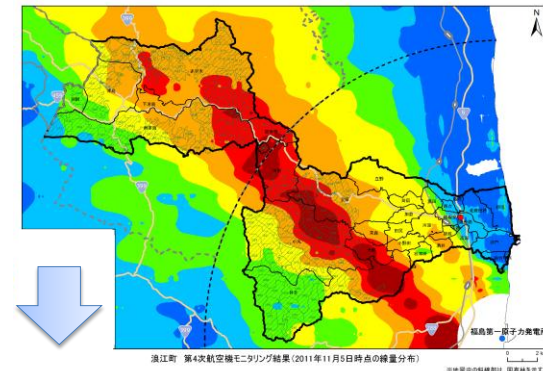
第6次航空機
モニタリング
平成24年11月16日時点



<富岡町>

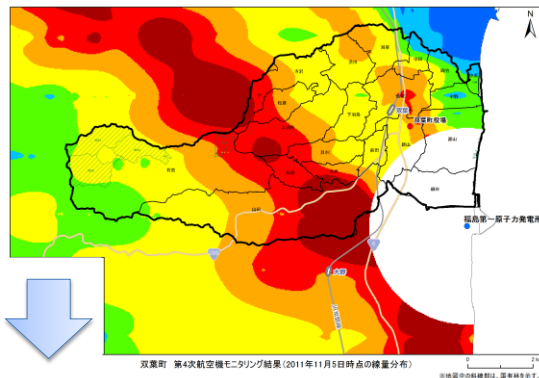


<浪江町>

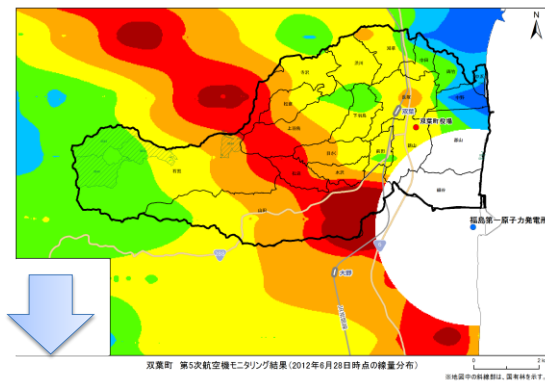


<双葉町>

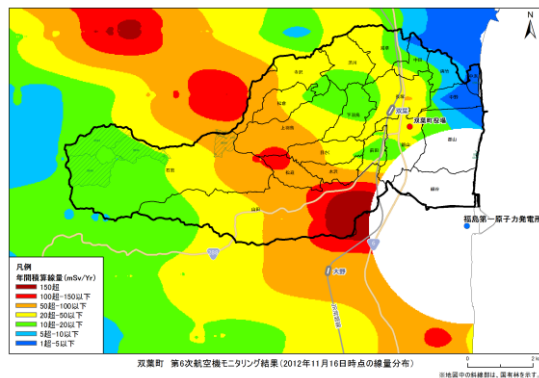
第4次航空機
モニタリング
平成23年11月5日時点



第5次航空機
モニタリング
平成24年6月28日時点



第6次航空機
モニタリング
平成24年11月16日時点



<川俣町>

